

損害賠償に関する専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 3 月 6 日提出

熊取町長 藤原敏司

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 2 月 2 日専決

熊取町長 藤原敏司

1. 事故発生日時 令和 5 年 1 2 月 2 7 日 午前 7 時 2 5 分頃
2. 事故発生場所 熊取町七山南 6 6 2 番地先
3. 相手方 熊取町 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
4. 事故の概要 熊取町が管理する道路を相手方が自転車にて走行中、車道と路肩部の街渠柵との間に生じていた穴にタイヤがはまって転倒し、前輪タイヤホイール等を損傷させたもの。
5. 損害賠償額 1 9, 5 1 4 円